

有料老人ホーム等における事故発生時の報告について

1 対象

有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（以下、「有料老人ホーム等」という。）の事業者

2 基本事項

有料老人ホーム等における事故の発生又はその再発を防止するため、有料老人ホーム等の事業者は、必要な措置を講じ、有料老人ホーム等において事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

- （１） 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに一宮市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- （２） 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。
- （３） 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。
- （４） 下記の事故については、原則として全て一宮市へ報告すること。
 - ① 死亡に至った事故
 - ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

3 報告の方法

事故等（死亡事故、虐待、財産侵害、火災、食中毒、感染症など）が発生した際、事業者は次のとおり、市へ電磁的方法（電子メールや電子申請システム）にて報告すること。（郵送や FAX、直接持参することはデータ管理の関係上お受けできません）

- （１） 事業者は、死亡事故等、利用者の身体・財産等に重大な影響があり、かつ重大性又は緊急性が高い事故が発生した場合、速やかに市へ電話で連絡（第一報）。
- （２） 事業者は、その後の経過について、順次、市へ報告。
- （３） 事故処理の区切りがついたところで事故等について、「介護保険事業者事故等報告書」（国様式）（ページ ID: 1038651）に整理し、市へ電磁的方法（電子メールや電子申請システム）にて報告。

- ※ 提出は Excel「介護保険事業者事故報告等報告書」を使用してください。事業所独自の Excel や Word、PDF でのご提出はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ※ その後の経過の報告は任意の様式で可。
- ※ 報告には個人情報も含まれるため、取り扱いに十分注意すること。

電子メール：kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp

電子申請システム：<https://logoform.jp/form/Z3LR/856999>

4 報告期限

報告期限は、事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安とする。報告書提出後、状況の変化に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

5 その他

提出された事故等報告書については、市から関係機関（厚生労働省老健局高齢者支援課等）への報告に使用します。